

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第93号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年5月27日 17時18分ごろ	
発生場所	宮崎県都井岬南方沖 都井岬灯台から真方位160° 4.0海里付近 (概位 北緯38° 18.1′ 東経131° 22.3′)	
事故等調査の経過	平成21年6月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{ケイブ} CAPE ^{キャネット} CANET（キプロス）、9,030トン 179464（IMO番号）、 MS“CAROLIN SCHULTE” SHIPPING GMBH&CO. KG, ZURICH HAL B 漁船 ^{えびす} 蛭子丸、8.5トン MZ2-328（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首外板に擦過傷 B 船首部を大破	
事故等の経過	A船は、船長Aほか16人が乗り組み、荒天避難のため、都井岬灯台から145°（真方位、以下同じ。）5.6海里付近で、針路を約293°に定めて志布志湾に向かい、船長Aが一等航海士Aを補佐につけて操船に当たり、約10.8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行中、B船は、船長Bほか1人が乗り組み、都井岬沖を、針路約020° 速力約3.5knで宮崎県油津港に向けて航行中、平成21年5月27日17時18分ごろ、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 7、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、適切な見張りを行わず、前路を右方に横切るB船に気付かなかったため、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったものと考えられる。 B船は、波浪の状況を見て速力や針路を調整することに気を取られ、適切な見張りを行わず、右舷側に見るA船に気付かなかったため、A船の進路を避けなかったものと考えられる。
原因	本事故は、都井岬南方沖において、A船が志布志湾に向けて西進中、B船が油津港に向けて北進中、A船がB船に気付かず、B船がA船に気付か	

	なかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
--	----------------------------------